

船舶事故等調査報告書

平成23年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010函第59号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年10月6日 06時30分ごろ	
発生場所	北海道厚岸町厚岸灯台から真方位150° 15.2海里付近 (概位 北緯42° 43.7′ 東経145° 02.3′)	
事故等調査の経過	平成22年10月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第五十一立昇丸、179トン 118506、伊藤漁業株式会社 B 漁船 第七十一勇美丸、29トン 135390、有限会社鈴木水産	
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級海技士（航海） 漁ろう長A、なし B 船長B、五級海技士（航海） 甲板員B、なし	
死傷者等	A 軽傷 2人 B なし	
損傷	A 右舷船尾外板に破口 B バルバスバウに破口を伴う凹損	
事故等の経過	<p>A船は、船長A及び漁ろう長Aほか11人が乗り組み、漁ろう長Aが操船し、僚船4隻と横一列となり、東方に向けて約4.5ノット（kn）の速力でえい網中、接近するB船に対し、僚船と汽笛を連吹するとともに、VHF16チャンネルで呼びかけたものの、応答がないままB船は接近を続けたため、えい網索を延出して避航を試みたが、平成22年10月6日06時30分ごろ、厚岸町厚岸港南東方沖において、A船の右舷船尾部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長B及び甲板員Bほか6人が乗り組み、甲板員Bが単独で船橋当直に就き、真方位約324°の針路で自動操舵とし、約10knの速力で厚岸港に向け帰航中、甲板員Bが操舵室内の椅子に腰掛けて当直を続けているうちに居眠りに陥ってA船と衝突した。</p> <p>A船は、衝突により右舷船尾破口から浸水したが、僚船及び巡視船の随伴を受けて北海道釧路市釧路港に帰港し、B船は、厚岸港に自航して帰港した。</p>	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南～南西、風力 2、視程 良好 海象：波向 南～南西、波高 約0.5m	
その他の事項	甲板員Bは、衝突の衝撃により目が覚めた。 甲板員Bは、長時間の甲板作業に引き続いて船橋当直に就いていた。 船長Bは、事故当時、操舵室内で仮眠をとっていた。	
分析	乗組員等の関与	A なし、B あり

	<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は東方に向けてえい網中、B 船は北西進中、厚岸港南東方沖において、A 船の右舷後部とB 船の船首部とが衝突したものと考えられる。</p> <p>A 船は、接近するB 船に対し、汽笛を連吹するとともにVHFでの呼出しを行ったが、B 船が引き続き接近するので、えい網索を延出して避航しようとしたものと考えられる。</p> <p>B 船は、単独で船橋当直中の甲板員Bが居眠りに陥ったことから、A 船に気付かずに航行したものと考えられる。</p> <p>甲板員Bは、長時間の甲板作業に引き続いて船橋当直に就いたため、疲労が蓄積し、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、厚岸港南東方沖において、A 船が東方に向けてえい網中、B 船が北西進中、単独で船橋当直中の甲板員Bが居眠りに陥ったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	